

国立大学法人高知大学教員の研修に関する規則

平成16年4月1日
規則第40号

最終改正 平成24年3月28日規則第92号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第59条の規定により、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）の大学教員及び附属学校教員（以下「教員」という。）の研修について必要な事項を定めることを目的とする。

(研修)

第2条 教員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 学長は、教員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(研修の機会)

第3条 教員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、学長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教員は、学長の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

(サバティカル研修)

第3条の2 大学教員は、サバティカル研修をすることができる。

2 サバティカル研修に関し必要な事項は別に定める。

(初任者研修)

第4条 学長は、附属学校教員に対して、その採用の日から1年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2 前項にかかわらず、次の号に掲げる者は、初任者研修の対象から除くものとする。

(1) 有期雇用職員

(2) 国立、公立又は私立の学校（大学及び高等専門学校を除く。）において引き続き1年を超える期間を勤務したことがある者で、学長が教諭の職務遂行に必要な知識又は

経験の程度を勘案し、必要がないと認めるもの

(3) 教育職員免許法第4条第3項に規定する特別免許状を有する者

- 3 学長は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の教頭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。
- 4 指導教員は、初任者に対して教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

（10年経験者研修）

第5条 学長は、附属学校教員に対して、その在職期間（私立の小学校等の教諭等としての在職期間を含む。）が10年（特別の事情がある場合には、10年を標準として学長が定める年数）に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて、教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「10年経験者研修」という。）を実施しなければならない。

2 前項にかかわらず、次の号に掲げる者は、10年経験者研修の対象から除くものとする。

- (1) 有期雇用職員
- (2) 他の事業主が実施する10年経験者研修を受けた者
- (3) 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該者の経験の程度を勘案して10年経験者研修を実施する必要がないと認めるもの

3 学長は、10年経験者研修を実施するに当たり、10年経験者研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに10年経験者研修に関する計画書を作成しなければならない。

（10年経験者研修に係る在職期間の計算方法）

第6条 前条第1項の在職期間（以下この条において「在職期間」という。）は、国立、公立又は私立の学校の教諭等として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。

2 前項の規定により在職期間を計算する場合において、指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間は、当該在職期間に通算するものとする。

3 前2項の規定による在職期間のうち次に掲げる期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期

間から除算する。

- (1) 国家公務員法第 79 条若しくは地方公務員法第 28 条の規定による休職又は国家公務員法第 82 条若しくは地方公務員法第 29 条の規定による停職により現実に職務を執ることを要しない期間
- (2) 国家公務員法第 108 条の 6 第 1 項ただし書又は地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間
- (3) 高知大学育児休業等に関する規則第 3 条、国家公務員の育児休業等に関する法律第 3 条第 1 項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項の規定により育児休業をした期間
- (4) 私立の学校の教諭等として在職した期間について、第 1 号又は前号に規定する期間に準ずるものとして任命権者が認める期間
- (5) その他在職期間から除算すべき期間として文部科学大臣が定める期間
(10 年経験者研修を実施する期間)

第 7 条 10 年経験者研修を実施する期間は、その開始の日から 1 年以内とする。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 28 日規則第 92 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。